

資料 3 - 1

国立市内の緑地に係る保全地域の指定及び保全計画の策定について

● 概 要

- ①種 別：里山保全地域
- ②名 称：矢川おんだし里山保全地域（仮称）
- ③所 在 地：国立市矢川3丁目及び泉5丁目の一部
- ④指定面積：14,474㎡（矢川5,090㎡、泉9,384㎡）
- ⑤区域の概要

当区域は、武蔵野台地における青柳段丘のほぼ南端に位置し、樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成され、里山環境が残っている。

区域内の雑木林等では、明るい林床を好むキツネノカミソリ等の希少植物のほか、湧水由来の冷涼な流水環境等に依存するホトケドジョウ等の希少な水生生物が生息・生育している。

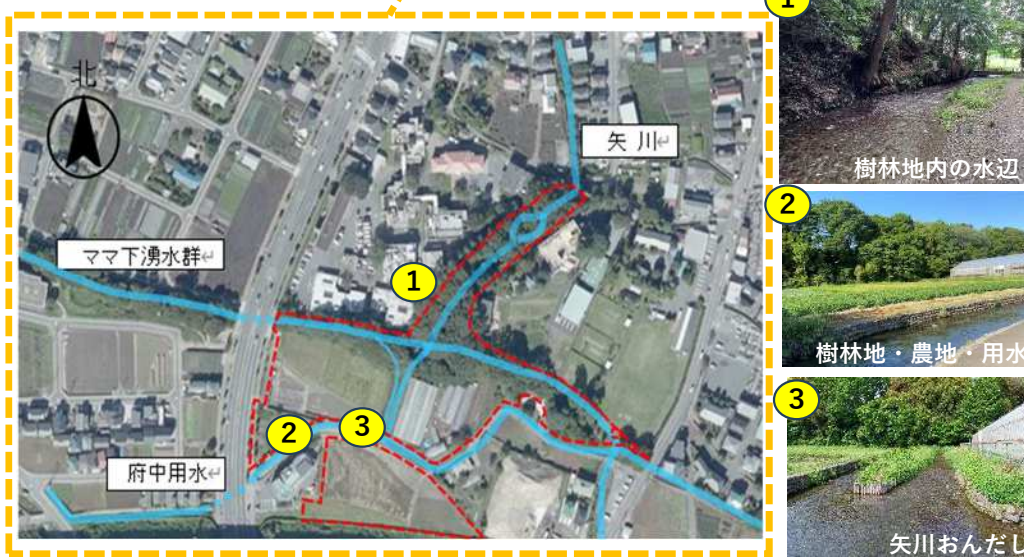
区域の中央部には矢川が南北に流れ、崖線直下の湧水路とともに府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。

なお、矢川と湧水由来の河川等、府中用水が合流するこの辺りは「矢川おんだし」と呼ばれ、古くから地域によって親しまれている憩いの場でもある。

⑥指定理由

当区域は、多摩川低地帯に面した樹林帯を中心に、それに連続した耕作地並びに湧水由来の河川等からなる多様な自然環境を保有しており、希少な動植物が生息・生育している。

周辺地域の宅地開発などが進む中、将来にわたり生物多様性の保全と里山環境を確保することが急務である。



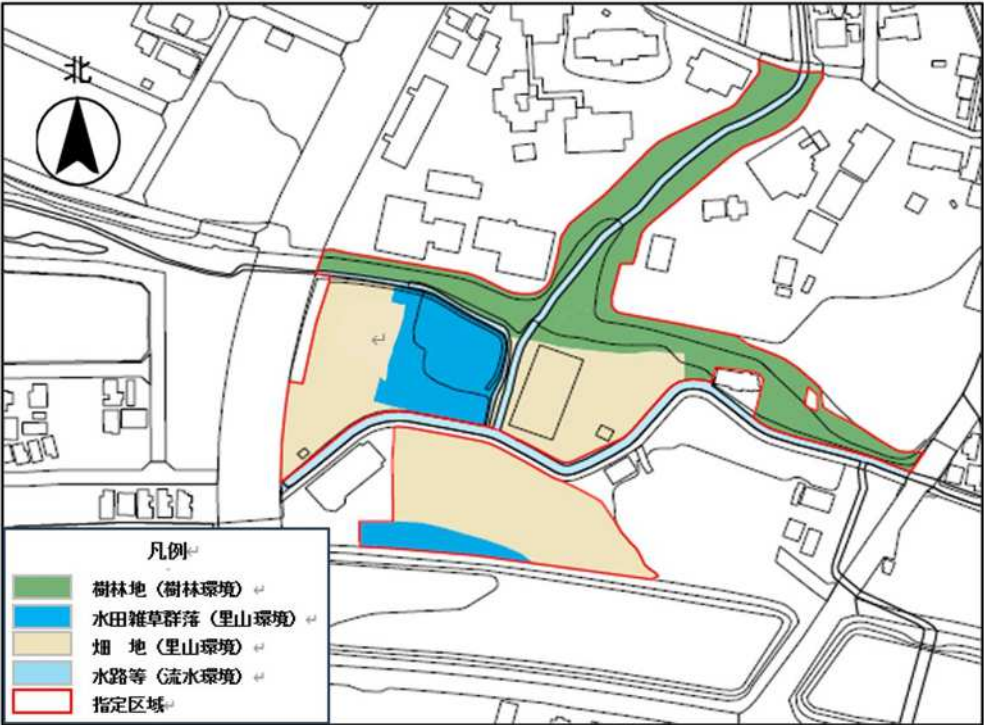
※赤破線枠内は対象地を示す。出典：国土地理院撮影の空中写真（2019年撮影）

指定地域における自然の保護と回復のための方針

【 方 針 】

- 当区域の樹林地、それに連続した耕作地や湧水由来の河川等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。
また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を維持・回復するための取組を実施する。

【環境区分に対応した保全方針】



環境区分	保全方針
共通	○希少な動植物の生息・生育環境 樹林地、耕作地や湧水由来の河川等を一体的に保全し、キツネノカミソリ、ナガエミクリ、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境を保全・回復 ○外来種対策 特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な駆除及び侵入防止に努める。
樹林地	○樹林環境 この地域一帯の緑の骨格をなす青柳崖線樹林地の保全に向け、シラカシ群落等を保全・回復
水田雑草群落 畑地	○里山環境 水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、同環境を保全・回復
水路等	○流水環境 流水環境に依存する水草、トンボ類、ゲンジボタル、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全・回復

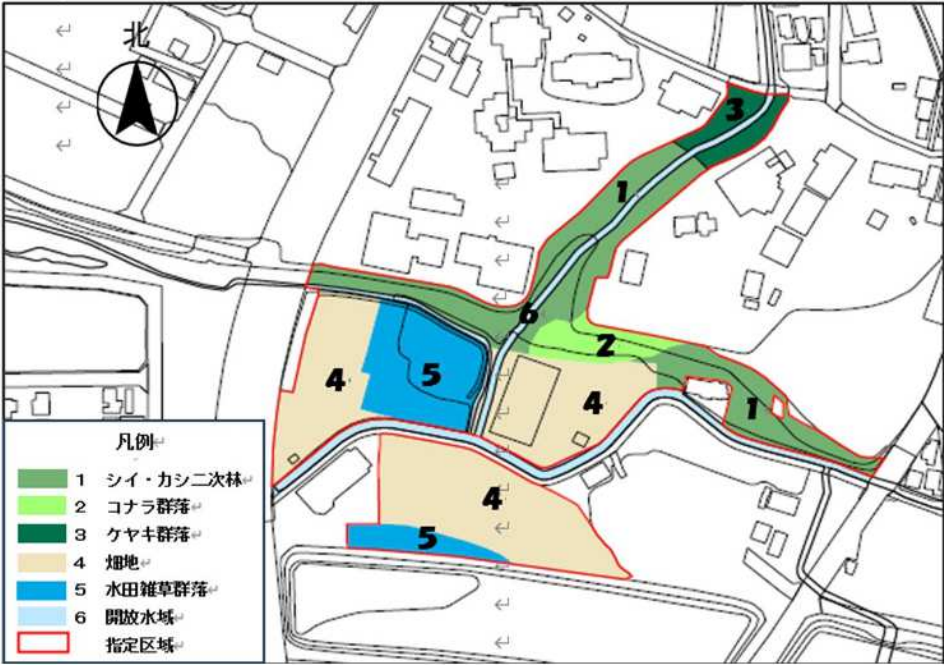
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S＝1：2,500）を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

指定地域における植生と管理方針

【植生】

・東京都が実施した「令和4年度自然環境調査委託報告書（令和5年3月）」を参考とし、専門家のヒアリングの内容を加えて整理した。

【現存植生】



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S = 1 : 2,500）を使用（4都市基交第187号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

【管理方針】

植生		管理方針（主な事項）
1	シイ・カシ二次林	・主木には基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。 ・林床のササ類や低木が繁茂しすぎた場合は、生育・生息する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。
2	コナラ群落	・主木は部分的・段階的に萌芽更新を実施する。 ・萌芽更新後の下刈りに当たっては、林床の低木層の単調化を避けるため、状況をみながら段階的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。 ・主にササ類や低木を対象とした下刈り・間伐を適宜行い、希少種をはじめとした明るい林床を好む植物の保全を図る。
3	ケヤキ群落	・主木には基本的に手を加えず、必要に応じ余分に伸びた枝等を除去する程度の管理にとどめる。 ・林床のササ類や低木が繁茂しすぎた場合は、生育・生息する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。 ・下刈り・間伐は、林床の低木層の単調化を避けるため状況をみながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。
4	畑地	・地権者や耕作者の意向に沿って営農を継続するが、自然環境を保全する目的から、農薬や除草剤の使用については、現状の種類、使用頻度等の維持を基本とするよう協力を得る。
5	水田雑草群落	・地権者や耕作者の意向に沿って営農を継続するが、自然環境を保全する目的から、農薬や除草剤の使用については、現状の種類、使用頻度等の維持を基本とするよう協力を得る。 ・将来的に耕作しなくなった場合にも、既往の水田耕作と同様に耕耘・水入れを実施する等、攪乱依存型の水生生物の生息・生育環境の保全を図る。
6	開放水域（水路等）	・現在の多様で植生豊かな流水環境を維持し、流水環境に依存する水草、トンボ類、昆虫類、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境の保全を図る。 ・外来種の放流や上流からの流入などによる外来種の侵入予防に努めるとともに、当該地の下流域への拡散防止に努める。

指定地域における自然環境

【 生物相の概況 】

・東京都が実施した「令和４年度自然環境調査委託報告書（令和5年3月）」を参考とし、専門家のヒアリングの内容を加えて整理した。

【調査結果】

①植物相

・94科282種が記録され、そのうち注目すべき種として表１に示す６科６種が確認されている。

<表１>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
トチカガミ	セキショウモ		EN
エビネ	エビネ	NT	VU
ヒガンバナ	キツネノカミソリ		VU
ガマ	ナガエミクリ	NT	VU
タデ	コギシギシ	VU	VU
ハエドクソウ	ミゾホオズキ		VU
6 科	6 種	3種	6種

【注目すべき種・選定根拠】

- 1：環境省レッドリスト 2020（環境省、令和２年）の掲載種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 2：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020 年 見直し版」（東京都、令和５年）の掲載種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
※：留意種

②動物相

- ・これまでの確認種は、哺乳類３目３科３種、鳥類８目22科34種、爬虫類１目３科３種、両生類１目１科１種、昆虫類14目132科335種、魚類２目４科８種、底生動物３門６綱17目40科51種、貝類２門６綱15科23種である。
- ・このうち注目すべき種として、表２に示す鳥類８種、爬虫類３種、両性類１種、昆虫類８種、魚類３種、底生動物２種、貝類１種が確認されている。
- <表２>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆鳥類			
サギ	コサギ		NT
アマツバメ	ヒメアマツバメ		NT
カワセミ	カワセミ		NT
モズ	モズ		VU
カラス	オナガ		NT
ツバメ	イワツバメ		NT
アトリ	イカル		NT
ホオジロ	カシラダカ		VU
8 科	8 種	—	8 種
◆爬虫類			
ヤモリ	ニホンヤモリ		※
トカゲ	ヒガシニホントカゲ		VU
カナヘビ	ニホンカナヘビ		VU
3 科	3 種	—	3 種
◆両生類			
アカガエル	ニホンアカガエル		EN
◆昆虫類			
サナエトンボ	ヤマサナエ		NT
トンボ	シオヤトンボ		NT
	マユタテアカネ		NT
	ミヤマアカネ		NT
クワガタムシ	ヒラタクワガタ		NT
タマムシ	タマムシ		NT
ホタル	ゲンジボタル		NT
ハナアブ	ハチモドキハナアブ		DD
6 科	8 種	—	8 種

<表２>

科名	種名	注目すべき種	
		1	2
◆魚類			
コイ	オイカワ		DD
	アブラハヤ		VU
フクドジョウ	ホトケドジョウ	EN	EN
2 科	3 種	1 種	3 種
◆底生動物			
サワガニ	サワガニ		※
ホタル	ゲンジボタル		NT
2科	2種	—	2種
◆貝類			
ベッコウマイマイ	オオウエキビ	DD	NT

【注目すべき種・選定根拠】

- 1：環境省レッドリスト 2020（環境省、令和２年）の掲載種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- 2：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020 年 見直し版」（東京都、令和５年）の掲載種
EX：絶滅種、EW：野生絶滅、CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類、
CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、
※：留意種

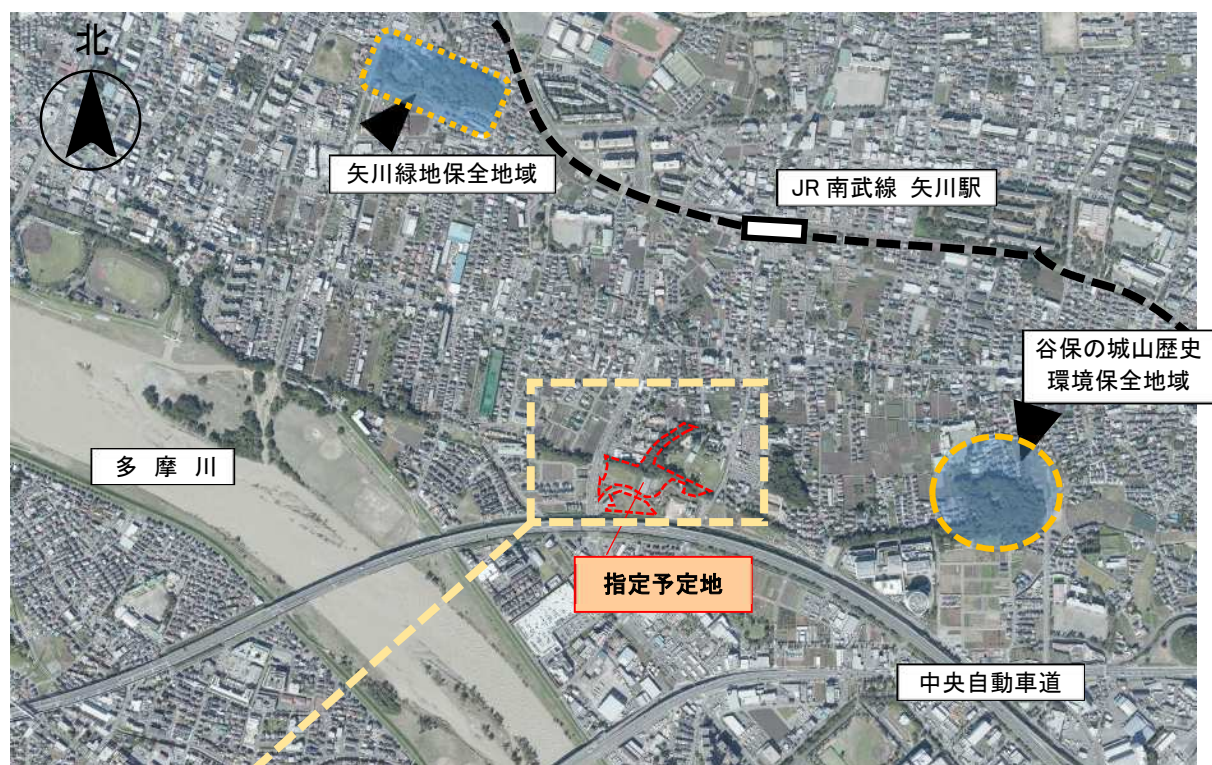
資料 3－2

国立市内の緑地に係る保全地域の
指定及び保全計画（案）

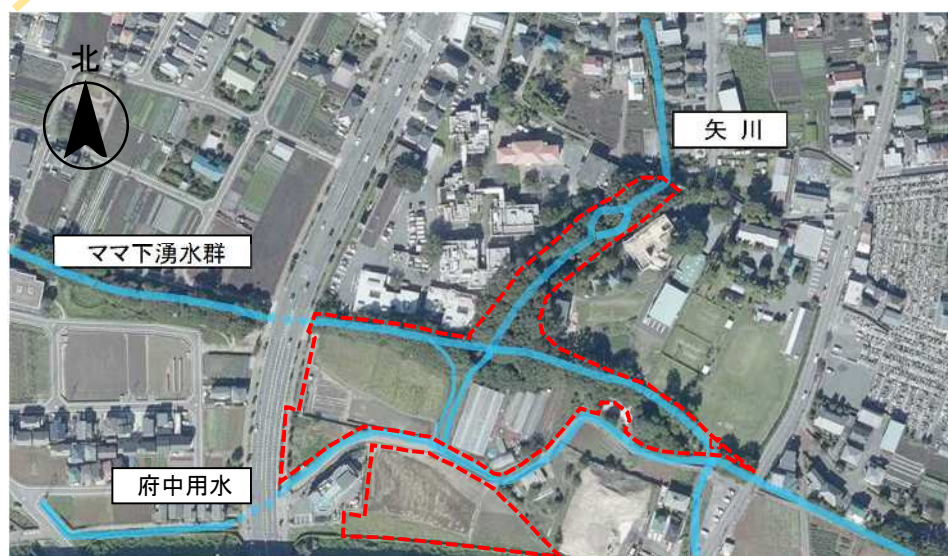
令和 7 年 2 月

東京都環境局自然環境部

国立市内の緑地に係る保全地域 案内図



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）



出典：国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）

※赤破線枠内は対象地を示す。

保全地域指定書（案）

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 種 別 | 里山保全地域 |
| 2 | 名 称 | 矢川おんだし里山保全地域（仮称） |
| 3 | 位 置 | 国立市の南部の矢川地区及び泉地区の区域 |
| 4 | 区 域 | 別表及び別図に示す地域 |
| 5 | 指 定 面 積 | 14,474㎡ |
| 6 | 区域の概要 | <p>当区域は、武蔵野台地における青柳段丘のほぼ南端に位置し、樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成され、里山環境が残っている。</p> <p>区域内の雑木林等では、明るい林床を好むキツネノカミソリ等の希少植物のほか、湧水由来の冷涼な流水環境等に依存するホトケドジョウ等の希少な水生生物が生息・生育している。</p> <p>区域の中央部には矢川が南北に流れ、崖線直下の湧水路とともに府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。</p> <p>なお、矢川と湧水由来の河川等、府中用水が合流するこの辺りは「矢川おんだし」と呼ばれ、古くから地域によって親しまれている憩いの場でもある。</p> |
| 7 | 指 定 理 由 | <p>当区域は、多摩川低地帯に面した樹林帯を中心に、それに連続した耕作地並びに湧水由来の河川等からなる多様な自然環境を保有しており、希少な動植物が生息・生育している。</p> <p>周辺地域の宅地開発などが進む中、将来にわたり生物多様性の保全と里山環境を確保することが急務である。</p> |

○ 矢川三丁目

16 番 7 の一部、16 番 8、16 番 11、16 番 12、16 番 13、16 番 14、16 番 15、
16 番 16、16 番 17、16 番 18、16 番 19、16 番 21、16 番 23、23 番 4、23 番 6

○ 泉五丁目

1 番 3、1 番 4、1 番 5、1 番 6、1 番 7、1 番 8、1 番 9、1 番 10、
1 番 11、1 番 12、1 番 13、1 番 14、1 番 17、1 番 18、2 番 5、2 番 6、
2 番 7、2 番 8、2 番 9、2 番 10、2 番 11、2 番 12、2 番 13、2 番 14、
2 番 15、3 番 1、3 番 2、3 番 3、3 番 4、3 番 5、3 番 6、3 番 7、
3 番 8、3 番 9、3 番 10、3 番 11、3 番 12、3 番 13 の一部、3 番 14 の一部、
3 番 15

国立市内の緑地に係る保全地域 区域予定図



※この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S = 1 : 2,500）を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

保全計画書（案）

1 自然の概況及び特質

当区域は、武蔵野台地における青柳段丘のほぼ南端に位置し、樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成され、里山の環境が残っている。

区域内の雑木林等では、明るい林床を好むキツネノカミソリ等の希少植物のほか、湧水由来の冷涼な流水環境等に依存するホトケドジョウ等の希少な水生生物が生息・生育している。

なお、区域の中央部には矢川が南北に流れ、崖線直下の湧水路とともに府中用水に合流しており、樹林や耕作地と一体となることで美しい景観を形成している。この辺りは「矢川おんだし」と呼ばれ、古くから地域によって親しまれている憩いの場でもある。

2 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地、それに連続した耕作地や湧水由来の河川等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全・回復するための取組を以下の方針により実施することとし、図1に示す環境区分に対応した保全の方針を表1に示す。

（1）希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、耕作地や湧水由来の河川等を一体的に保全し、キツネノカミソリ、ナガエミクリ、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境を保全・回復

（2）樹林環境

この地域一帯の緑の骨格をなす青柳崖線樹林地の保全に向け、シラカシ群落等を保全・回復

（3）里山環境

水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、同環境を保全・回復

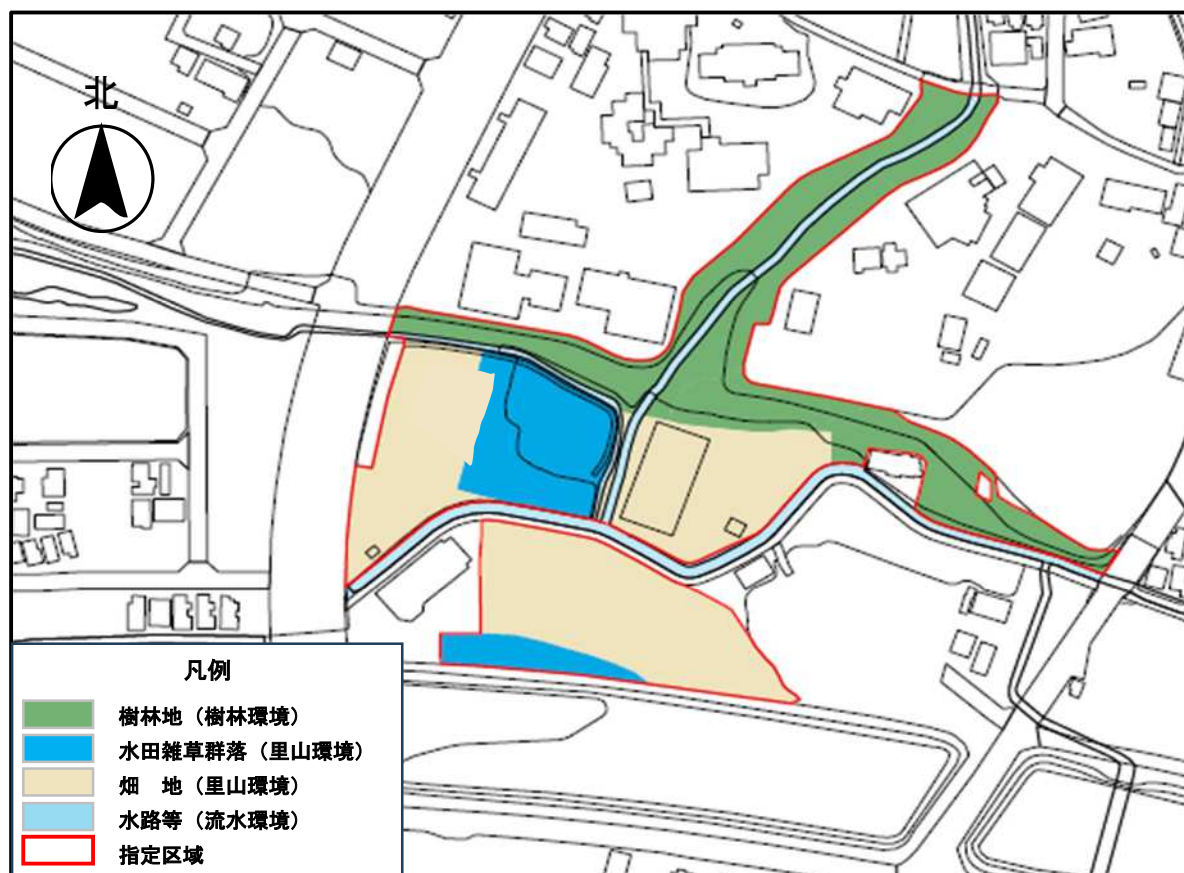
（4）流水環境

流水環境に依存する水草、トンボ類、ゲンジボタル、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全・回復

（5）外来種対策

特定外来生物等をはじめとした侵略的外来種の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

図－1 環境区分



※この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S = 1 : 2, 500）を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－1 保全の方針

現況の自然特性	保全の方針
■樹林環境 ・当区域は、樹林地とその直下に広がる農地及び矢川のせせらぎが、美しい里山環境を形成している。また、矢川の流れが青柳崖線直下の湧水路と府中用水に合流する場所である。 ・樹林地は、常緑広葉樹のシラカシを主体に、落葉広葉樹のエノキなどが混生している。樹林内はやや閉鎖的で暗く、林床にはシュロが優占している。エビネ、キツネノカミソリ等の希少植物が生育しているほか、樹林環境に依存するヒラタクワガタ、タマムシ等の昆虫類、湿潤な林床を好むオオウエキビ等の陸生貝類等が生息している。 ■里山環境 ・水田等には、イボクサ、コギシギシ等の湿地性植物や明るく開放的な浅い湿地を好むシオヤトンボがみられ、健全な環境が維持されている。 ・崖線沿いには、木陰のある薄暗い湿地環境を好むマユタテアカネが多くみられる。 ■流水環境 ・矢川と青柳崖線直下の湧水の流れは、冷涼で水量が安定しており、ナガエミクリ、セキシヨウモ等の水生植物が豊富に生育しているほか、ヤマサナエ、ミヤマアカネ、ゲンジボタル、オイカワ、アブラハヤ、ホトケドジョウ等の希少な水生生物が生息している。 ・矢川流域には、ニホンアカガエルの生息地が点在しており、当区域においても成体が確認されている。 ■外来種対策 ・当区域には外来種として、オオフサモ、オオカワデシヤ、キシヨウブ、アメリカザリガニ等が確認されている。	■樹林環境の保全、回復 ・この地域一帯の緑の骨格をなす青柳崖線樹林地の保全を目標とした、シラカシ群落等の保全、回復を図る。 ・樹林全体がシラカシ林に置換わらないよう、現在みられるコナラ群落及びケヤキ群落の積極的な保全、回復を図る。 ・樹林環境に依存する動植物の生息・生育環境の保全、回復を図る。特に、エビネ、キツネノカミソリ等の希少植物の保全、回復に重点を置く。 ・樹林環境の手入れにあたっては、現状の管理方針を尊重しつつ、生息・生育している希少動植物の保全を念頭に置いた剪定時期・方法、下草刈りのルール作り及び積極的な管理支援を地権者の理解・協力を得ながら検討する。 ・枯損木は、キツツキ類等の鳥類や昆虫類による利用を考慮して、支障のない範囲で残置する。 ・ササ類やタケ類は拡大しないように管理する。 ■里山環境の保全、回復 ・水田等が広がる里山環境を農地として維持管理し、保全と回復を図る。 ・水田雑草群落（コギシギシ等の希少種、イボクサ等）や、明るく開放的な浅い湿地を好む希少な昆虫類（シオヤトンボ等）等を保全するため、基本的に、現在の営農を継続して実施し、健全な水田環境を維持する。 ・農地の維持管理にあたっては、現状の耕作のありかたを尊重しつつ、希少な動植物の生息・生育環境の保全、回復のために、営農者の理解等を得ながら農薬や施肥、草刈りのルール作りを検討する。 ・水域を中心に複合的な環境を利用する生物（カエル類、ホトケドジョウ、水生昆虫等）が生息・生育可能な環境の保全・回復を図るため、矢川・水路-水田・湿地-草地-樹林の連続性に配慮し、現在の多様な環境が維持できるような管理を行う。 ■流水環境の保全、回復 ・流水環境に依存する水草、トンボ類、ゲンジボタル、魚類等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復する。 ・現状の管理方針を尊重しつつ、水草（ナガエミクリ、セキシヨウモ）、トンボ類（ヤマサナエ、ミヤマアカネ）、ゲンジボタル、魚類（オイカワ、ホトケドジョウ）等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復するため、営農者の理解を得つつ関係機関との協議等を踏まえ、流水環境の維持や草刈等のルール作りを検討する。 ■外来種対策 ・特定外来生物等の積極的な駆除及び侵入防止に努める。

3 自然の保護と回復のための規制に関する事項

東京における自然の保護と回復に関する条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

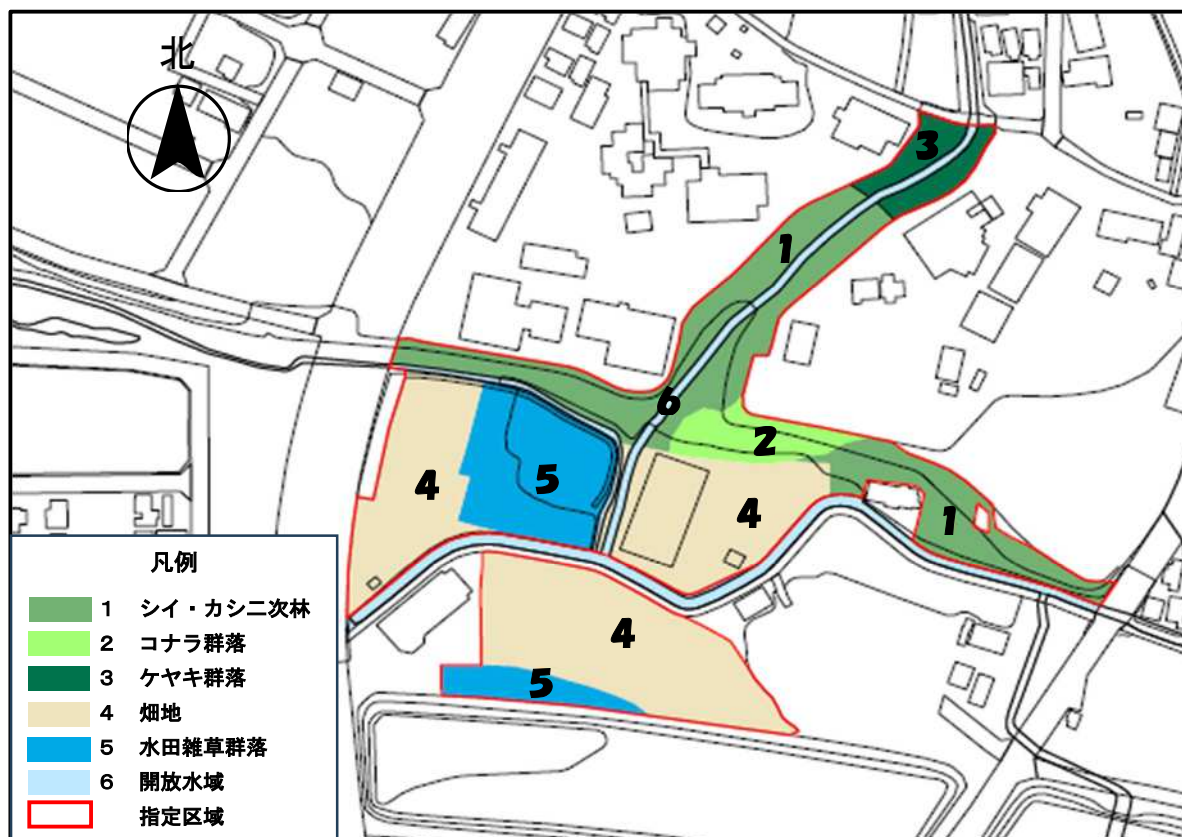
なお、同条例第十八条の保全計画に基づき、第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

4 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、2の自然の保護と回復のための方針を踏まえ「図－2 現存植生図及び目標植生図」と植生の管理方針「表－2 植生及び管理方針」を示す。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

図－2 現存植生図及び目標植生図



※この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S = 1 : 2,500）を使用（4 都市基交第 187 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

表－２ 植生及び管理方針（１／４）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
1	シイ・カシ 二次林	【管理方針】 - 常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。 - 林床のササ類や低木（アズマネザサ、シュロ、アオキ等）が繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。開放水域（矢川）にナガエミクリ等の水草が生育できる明るさの確保にも配慮する。 【管理方法】 - 下刈り・間伐の時期は、多くの植物が落葉し地上部がみられない冬季が望ましい。 - 常緑性の希少種（エビネ）の生育が確認された場合は刈取らないよう、必要に応じてマーキング等の配慮を行う。 - 下刈り・間伐後は、外来種の進入・繁茂に注意する。特に侵略的外来種（トウネズミモチ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。ギンモクセイ、トキワツユクサ等の外来種は、繁茂状況に応じて駆除を検討する。	2	1 ・ 2	1	1	－

※管理方針及び方法の番号と説明（以下同様）※詳細は別表－２参照

A	主木	1 伐採せず、現在の状況を継続 2 伐採せず遷移に委ねて自然林への移行 3 伐採更新を行うが林種の変更なし 4 伐採して林の転換又は転換速度を速める
B	下草・ 下層木	1 下刈り、間伐は行わず、現状を継続 2 樹種、時期、場所を選択し、下刈り・間伐等を実施 3 全面的に下刈り
C	落葉・落枝	1 採取は行わない 2 採取を行う
D	植栽	1 行わない 2 目標とする植生の構成樹種の植栽を実施 3 防災用植栽を実施 4 野生動物の食餌植物の植栽を実施 5 緩衝用植栽を実施
E	草地	1 現状のまま放置 2 現状のまま刈り取りを実施 3 自然の侵入を待つて放置 4 自然の侵入を待つて刈り取りを実施 5 播種又は植え付け後、放置 6 播種又は植え付け後、刈り取り

表－２ 植生及び管理方針（２／４）

植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
2	コナラ群落	【管理方針】 ・二次林の構成種であるコナラの主木は萌芽更新を実施する。 ・萌芽更新後の下刈りにあたっては、林床の低木層の単調化を避けるため、状況をみながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。 ・主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シュロ、アオキ等）を対象とした下刈り・間伐を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キツネノカミソリ等の希少種をはじめとした明るい林床を好む植物の保全を図る。 ただし、林縁部の植生は、林床を湿潤に保つため、キツネノカミソリ等の希少種に影響がない程度に残す。 【管理方法】 ・樹林の更新を図るため、15～20年程度の間隔で萌芽更新を実施する。更新は一度に行わず、数年をかけて部分的・段階的に進める。また、ドングリの苗木を育成し実生更新も取り入れる。 ・シラカシの実生は、シラカシ林への置換わりを抑制するため、基本的に除去する。 ・下刈り・間伐の面積は、希少植物等の分布状況や生育状況をみながら、その都度決定する。 時期は、キツネノカミソリが落葉し花芽を伸ばす前にあたる初夏が望ましい。林床植生の繁茂が著しい場合は、最初の数年間は初夏のほかに冬季に実施することも検討する。年々勢いが弱まっていくため、作業初年度の翌春に出現した林床植物の状況をみながら、そのあとの管理方針を決めていく。 ・常緑性の希少種の生育が確認された場合は刈り取らないよう、必要に応じてマーキングする等の配慮を行う。 ・下刈り・間伐後は、外来種の進入・繁茂に注意する。特に、侵略的外来種（アレチウリ、トウネズミモチ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。	3	1 ・ 2	1	1	-

表－２ 植生及び管理方針（３／４）

現存の植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
3	ケヤキ群落	【管理方針】 ・落葉広葉自然林構成種であるケヤキを守るため、主木には基本的に手を加えず、必要に応じ余分に伸びた枝等を除去する程度の管理にとどめる。 ・林床のササ類や低木（アズマネザサ、シュロ、アオキ等）が繁茂しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈り・間伐を実施する。また、林床の低木層の単調化を避けるため、状況をみながら段階的・部分的に進めていき、樹林構成の多層化を図る。 【管理方法】 ・斜面地等に生育した高木は強風等によって倒壊の恐れもあるため、数年に１回程度の頻度で強剪定を行なう等の対策を検討する。強剪定の時期は、休眠期（落葉期）にあたる冬季が望ましい。 ・シラカシの実生は、シラカシ林への置換わりを抑制するため、基本的に除去する。 ・下草刈り・間伐の時期は、多くの植物が落葉し地上部がみられない冬季が望ましい。 ・常緑性の希少植物（エビネ）を刈取らないよう、必要に応じてマーキングするなどの配慮を行う。 ・下草刈り・間伐後は、外来種の進入・繁茂に注意する。特に、侵略的外来種（アレチウリ、トウネズミモチ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。	2	1 ・ 2	1	1	－
4	畑地	【管理方針】 ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。 【管理方法】 ・自然環境を保全する目的から、農薬や除草剤の使用については現状の種類、使用頻度等の維持を基本とするよう協力を得る。特に、ネオニコチノイド系殺虫剤の使用には留意するよう努める。 ・侵略的外来種（アレチウリ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。	－	－	－	1	6

表－２ 植生及び管理方針（４／４）

現存の植生		管理方針及び方法	A	B	C	D	E
番号	名称		主木	下草	落葉	植栽	草地
5	水田雑草群落	【管理方針】 ・基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、営農を継続する。 ・将来的に耕作しなくなった場合にも、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れを行うなど、攪乱依存型の水生生物の生息・生育環境の保全を図る。 【管理方法】 ・自然環境を保全する目的から、農薬や除草剤の使用については現状の種類、使用頻度等の維持を基本とするよう協力を得る。特に、ネオニコチノイド系殺虫剤の使用には留意するよう努める。 ・湿性植物（イボクサ、コギシギシ等）、トンボ類（シオヤトンボ等）といった希少な動植物の保全にも配慮した水田耕作を行う。 ・ホトケドジョウが水路との間を行き来できるよう水路との連続性の確保や、中干しの時期を調整する等、ホトケドジョウの繁殖・生息に配慮した環境の創出を図る。 ・侵略的外来種（オオフサモ、オオカワヂシャ、キショウブ、アメリカザリガニ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。	-	-	-	1	6
6	開放水域（水路等）	【管理方針】 ・現在の多様で植生豊かな流水環境を維持し、流水環境に依存する水草（ナガエミクリ、セキショウモ）、トンボ類（ヤマサナエ、ミヤマアカネ）、ゲンジボタル、魚類（オイカワ、アブラハヤ、ホトケドジョウ）等の希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復する。 ・外来種の放流や上流からの流入などによる外来種の侵入予防に努めるとともに、当該地の下流域への拡散防止に努める。 【管理方法】 ・希少種（ナガエミクリ、セキショウモ）を含めた在来水草が水面を覆うほど繁茂した場合は、水路清掃の際、上部だけ刈取り、根こそぎ取らないよう注意する。 ・ナガエミクリ、セキショウモは、砂礫底を好み泥底を嫌うため、泥が溜まったら適宜除去を行なう。除去作業は、状況をみながら段階的・部分的に実施する。 ・侵略的外来種（オオカワヂシャ、オオフサモ、キショウブ、アメリカザリガニ等）の侵入に注意し、発見次第選択的駆除を行う。 ・外来種のトキワツユクサは、希少種のミゾホオズキと競合する可能性があるため状況に応じて除去を検討する。	-	-	-	-	1 ・ 2

5 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するために案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。なお、設置にあたっては景観に配慮する。

6 保全地域の活用その他の運営に関する事項

2の自然の保護と回復のための方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

- (1) 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。
- (2) 耕作地は、稲作を通した農業体験などの場としての活用も検討する。
- (3) (1) 及び (2) の実施にあたっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。
- (4) その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

植物群落名及びその植生図番号と植生自然度一覧

(東京都現存植生図(2007年版)より)

区分1	区分2	区分3	凡例番号	植物群落名
I	A	常緑広葉樹林	1	スタジューヤブコウジ群集
			2	タブノキ・イノデ群集
			3	シラカシ群集 ケヤキ亜群集
			4	シラカシ群集 典型亜群集
			5	シラカシ群集 モミ亜群集
			6	ケヤキ・シラカシ屋敷林
			7	モミ・シキミ群集
		河畔林および湿生林	8	ケヤキ・イロハモミジ群集
			9	ハンノキ・オニスゲ群集
		河辺林	10-1	タチヤナギ群集 他(ヤナギ高木林)
			10-2	イヌコリヤナギ群集(ヤナギ低木林)
			10-3	オニグルミ群落
		スゲ湿性植生	11	カサスゲ群集 他(ヨシ・スゲ湿地)
		冠水河辺草本植物群落	12	オギ群集 他(冠水河辺草原－中流部)
			13	ツルヨシ群集 他(冠水河辺草原－上流部)
	B	抽水植物群落	14-1	マコモ・ウキヤガラ群集
			14-2	ヨシ群落
		塩沼地植生	15	シオクグ群集 他(塩沼地植生)
		浮葉植物群落	16	ヒルムシロクラス(浮葉植物群落)
		夏緑広葉二次林	17	ムクノキ・ミズキ群落
			18	コナラ・イイギリ群落
			19	コナラ・クヌギ群集
			20	コナラ・クヌギ群集 アカマツファシース
			21	コナラ・クリ群集
			22	アカマツ・ヤマツツジ群集
		植林	23-1	ニセアカシア植林(その他落葉広葉樹植林)
			23-2	ニセアカシア群落
			24	クロマツ植林
			25	アカマツ植林
			26	スギ・ヒノキ植林
		竹林	27	テーダマツ植林 他(外国産針葉樹植林)
			28	モウソウチク・マダケ林
		林縁植物群落	29	メダケ群集
			34	カナムグラ・クズ群集
		二次草原および人工草地	30	ススキ・アズマネザサ群集
			31	ススキ・チガヤ群落
			40	ヨシ・オオクサキ群落
			32	人エシバ草地
		畑地雑草群落	33	牧草地、緑化法面草地
			35	ニシキソウ・カラスビシャク群集(耕作畑雑草群落)
		樹木畑	36	ヒメムカシヨモギ・オオアレチノギク群落(耕作放棄畑雑草群落)
			37	茶畑
			38	落葉果樹園
		多年生路傍植物群落	39	苗圃
			41	セイタカアワダチソウ群落
			42	ヨモギ・ユウガク群落 他(路傍雑草群落)
			43	オオバコ・カゼクサ群落 他(踏跡群落)
			44	オオイヌダテ・オオクサキ群落 他(埋立地雑草群落)
			45	コナギ・ウリカワ群落 他(耕作水田雑草群落)
			46	ミゾソバ群落
			47	モミ・イヌブナ群落
		山地夏緑広葉樹林	48	ブナ・ツクバネウツギ群集 典型亜群集 典型変群集
			49	ブナ・ツクバネウツギ群集 典型亜群集 ウラジロモミ変群集
			50	ブナ・ツクバネウツギ群集 タイミンガサモドキ亜群集
		山地針葉樹林	51	コメツガ・ウラジロモミ群落
			52	コメツガ・ウラジロモミ群落 ヒノキファシース
			53	ツガ・ミツバツツジ群集 典型亜群集
			54	ツガ・ミツバツツジ群集 ヒノキ亜群集
		山地渓谷林	55	シオジ・ミヤマクマワラビ群落
			56	フサザクラ・タマアジサイ群落
	B	山地夏緑広葉二次林	57	ミズナラ・クリ群集(ミズナラ・ダケカンバ群落を含む)
			58	カラマツ植林
		山地二次草原	59	スズタケ群落
			60	ススキ・ヤマトラノオ群落
			60-1	マルバダケブキ・ヤマアワ群落
			61	ススキ・マルバハギ群落
			61-1	マルバダケブキ・ヤマカモジグサ群落
			62	タラノキ・クサイチゴ群落 他
		伐採跡地低木群落	63	シラビソ・オオシラビソ群落 コメツガ亜群集
	A	亜高山針葉樹林	64	ミヤマクマザサ・シモツケ群落
		亜高山風衝草原	65	ダケカンバ・ネコシデ群落
IV	B	亜高山夏緑広葉二次林	66	樹群をもった公園、墓地など
			67	緑の多い住宅地
	－	その他の土地利用	68	緑の少ない市街地・住宅地
			69	工場地
			70	造成地、人為裸地
			71	採石地
			72	自然裸地
			73	広いコンクリート地
			74	開放水域

* 区分1(クラス域) I:ヤブツバキクラス域、II:ブナクラス域、III:トウヒ・コケモモクラス域、IV:その他土地利用

* 区分2 A:自然植生、B:代償植生

保全地域における植生保全の考え方と管理方針

昭和52年2月 東京都
自然環境保全審議会決定
令和2年9月 改正

(1) に大別する現況の植生について、(2) のような考え方により、(3) の目標を設定して、その管理方針及び方法を(4) から選別する。

(1) 現 況 の 植 生		(2) 保 全 の 考 え 方
自然林 1～10 47～56、63	過去に一度も伐採や下刈り等の干渉が効いていない原生林及び二次的な林であるが長期間人為的な干渉が効かなかったため景観や種類組成が自然林に近づいている林	原則として、現状のまま保全する。
二次林 17～22 57、65	自然林と植栽林以外の、二次的に形成された林。現在も人手が入っているか、人手が入らなくなっても明らかに自然林とは異なる、雑木林、マツ林等の林	(ア) 現在すでに自然植生に向かいつつある雑木林は、下刈りや落葉採取を行わず、自然林への移行を図る。 (イ) 周辺の状況等から明るい林として存続させるべきものについては、下刈り、除伐等を行う。 (ウ) 現在も薪炭等の利用を行っている林については、利用慣行は尊重するが、伐採の方法及び量について一定の制限を加える。 (エ) 自然の多様性を確保し、野生動物の生息環境を守るため、拡大造林(針葉樹の植栽林に変えること)は抑制する。
植栽林 23～28、58	スギ、ヒノキ、アカマツ等の人工植栽林	森林の多面的機能に留意して、伐期令(伐採する林の年令)の引き上げや、小面積伐採による伐採区域の分散等の指導を行う。
草 原 11～15 29～34、36 40～44、46 59～62、64	植生の大部分が草本で占められているところ(陸上自然草原、湿原、湿性草地、二次草地等)	(ア) 山地、河川敷等の自然草原は、原則として現状のまま保全する。 (イ) その他の二次草原については、周辺の環境条件や地域としての多様性を考慮して、草地としての保存、自然林もしくは二次林への誘導植栽等、その方法を選択する。
その他		地域の状況に応じ、個々に定める。
注1 (1)の左欄の番号は、表－1 植生群落名及びその植生図番号一覧の番号である。		
注2 (4)は、植生が変化した場合として、目標達成のために当初定めた管理方針が不適当となった場合は、適宜管理内容を変更する。		

(3) 目標とする植生	(4) 管理方針及び方法	
1 針葉自然林	A 主木の取扱い	1 伐採せず、現在の状態を継続させる。
2 落葉広葉自然林		2 伐採せず、遷移に委ねて自然林への移行を図る。
3 常緑広葉自然林		3 伐採更新を行うが、林種は変えない。
4 湿生林		4 伐採して林種の転換を図る。あるいは、林種の転換速度を早める。
5 二次林	B 下草及び下層木の取扱い	1 下刈り、除伐は行わず、現在の状態を継続させる。
6 植栽林		2 樹種、時期、場所を選んだうえで、下刈り、除伐を行い、目標とする植生への移行を促す。
7 竹林		3 全面的に下刈りを行う。
8 陸生自然草原	C 落葉・落枝の取扱い	1 採取を行わない。 2 採取を行う。
9 湿原	D 植 栽	1 行わない。
10 湿性草地		2 目標とする植生の構成樹種の植栽を行う。
11 二次草地		3 防災用植栽を行う。
		4 野生動物の食餌植物の植栽を行う。
		5 緩衝用植栽を行う。
100～ その他	E 草地の取扱い	1 現状の草地のまま、放置する。
		2 現状の草地のまま、刈り取りを行う。
		3 自然の侵入を待って、放置する。
		4 自然の侵入を待って、刈り取りを行う。
		5 播種又は植え付けの後、放置する。
		6 播種又は植え付けの後、刈り取りを行う。